

大田市職員の育児休業等に関する条例及び大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

大田市印鑑条例の一部を改正する条例

大田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市給水条例の一部を改正する条例

大田市公共下水道条例の一部を改正する条例

大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和7年9月29日

大田市長 **楫野弘和**

## 大田市条例第35号

大田市職員の育児休業等に関する条例及び大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(大田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 大田市職員の育児休業等に関する条例(平成17年大田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第17条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「を除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」の承認は、勤務時間条例第3条の規定により割り振られた正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第18条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第20条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 大田市職員の休日及び休暇に関する条例（平成17年大田市

条例第36号)の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項中「次条において「請求等」」を「以下「請求等」」に改める。

本則に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条 任命権者は、大田市職員の育児休業等に関する条例(平成17年大田市条例第37号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 大田市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する

る対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日又はこの条例の公布の日の日ずれか遅い日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(大田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の大田市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の大田市職員の休日及び休暇に関する条例第17条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

## 大田市条例第36号

### 大田市印鑑条例の一部を改正する条例

大田市印鑑条例（平成17年大田市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第15条第1項中「、男女の別」を削る。

### 附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

大田市条例第37号

大田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

大田市認可地縁団体印鑑条例（平成17年大田市条例第133号）  
の一部を次のように改正する。

第13条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

## 大田市条例第38号

大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市仁摩サンドミュージアムの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

### 別表第1（第13条関係）

入館料	区分	個人	団体（20人以上の場合）
	高校生以上の者	1,000円	900円
	小・中学生	500円	450円
備考			
1 未就学児の入館料は、無料とする。			
2 入館料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。			

別表第2を次のように改める。

### 別表第2（第14条関係）

利用料金	施設利用料金	区分	利用料金（1時間当たり）
		タイムホール（展示室）	5,300円
		AVホール（視聴覚室）	5,300円
		サンド・バー（小会議室）	3,400円
		備考	
1 高校生以下（市内に住所を有する者に限る。）の利用は、この表に定める金額の5割相当額とする。			
2 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。ただし、高校			

生以下（前号に規定するものを除く。）が利用する場合は、この限りでない。

3 営利を目的として利用する場合は、この表に定める金額の10割相当額を加算する。

4 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合は、この表に定める金額の20割相当額を加算する。

5 利用時間を超えて施設を利用する場合は、この表に定める金額（前各号に該当する場合は、当該規定により算定した額）の2割相当額を加算する。

6 利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

7 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

設備利用	名称	単位	利用料金
料金	音響関係設備	1式 1回	3,300円
	長机	1脚 1回	60円
	折りたたみ椅子	1脚 1回	30円
	備考 1 1回とは、4時間以内の利用をいう。 2 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 大田市条例第39号

### 大田市給水条例の一部を改正する条例

大田市給水条例（平成17年大田市条例第216号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者又は他の管理者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第24条第2項中「440円」を「506円」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表（第24条関係）

区 分		基本料金 (1箇月 につき)	超過料金（ 1立方メー トルにつき ）	
メーター の口径	使用水量			
	13ミリメートル	1,980円	8立方メートルまで	—
	8立方メートルを超え50立方メートルまで		319円	
50立方メートルを超える場合	330円			
20ミリメートル	8立方メートルまで	2,035円	—	
	8立方メートルを超え50立方メートルまで		319円	
	50立方メートルを超える場合		330円	
25ミリメートル	8立方メートルまで	2,090円	—	
	8立方メートルを超え50立方メートルまで		319円	
	50立方メートルを超える場合		330円	
30ミリメートル	8立方メートルまで	2,145円	—	
	8立方メートルを超え50立方メートルまで		319円	
	50立方メートルを超える場合		330円	

40 ミリメートル	8 立方メートルまで	2,255 円	—
	8 立方メートルを超え 50 立方メートルまで		319 円
	50 立方メートルを超える場合		330 円
50 ミリメートル	8 立方メートルまで	3,685 円	—
	8 立方メートルを超え 50 立方メートルまで		319 円
	50 立方メートルを超える場合		330 円
75 ミリメートル	50 立方メートルまで	19,635 円	—
	50 立方メートルを超える場合		341 円
100 ミリメートル	100 立方メートルまで	41,745 円	—
	100 立方メートルを超える場合		407 円

備考 基本料金及び超過料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定及び別表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大田市給水条例第24条及び別表の規定は、令和8年4月1日（以下「基準日」という。）以後に使用する水量に係る水道料金から適用し、同日前に使用する水量に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、基準日前の最後の検針日の翌日（水道の使用開始日を含む。）から基準日以後の最初の検針日（水道の使用中止又は廃止日を含む。）までの検針期間に係る水量については、各日均等に使用したものとみなし、日割り計算により算定する。

## 大田市条例第40号

### 大田市公共下水道条例の一部を改正する条例

大田市公共下水道条例（平成18年大田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 大田市条例第41号

大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年大田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 大田市議会議員及び大田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成21年大田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第42号

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例

大田市立学校設置に関する条例（平成17年大田市条例第83号）  
の一部を次のように改正する。

別表大田市立五十猛小学校の項及び大田市立鳥井小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。